別表四（第九条関係）

試験の免除を受けることができる者	免除する試験
（略）	（略）
第九条第一項第三号に掲げる者	
（略）	（略）
甲種又は乙種の電気車の運転免許を受けている者（第三条第二項の規定により地方運輸局長が動力車の操縦の範囲を限定した運転免許を受けている者を除く。）であつて、新幹線電気車運転免許を受けようとするもの	身体検査 適性検査 筆記試験のうち動力車の構造及び機能に関するもの
甲種又は乙種の運転免許を受けている者であつて、新幹線電気車運転免許を受けようとするもののうち前欄に掲げるもの以外のもの	身体検査 適性検査
（略）	（略）
第一種磁気誘導式電気車運転免許又は第一種磁気誘導式内燃車運転免許を受けている者であつて、新幹線電気車運転免許を受けようとするもの	身体検査 適性検査
（略）	（略）
（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別表四（第九条関係）

試験の免除を受けることができる者	免除する試験
（略）	（略）
第九条第一項第三号に掲げる者	
（略）	（略）
甲種又は乙種の電気車の運転免許を受けている者（第三条第二項の規定により地方運輸局長が動力車の操縦の範囲を限定した運転免許を受けている者を除く。）であつて、新幹線電気車運転免許を受けようとするもの	身体検査 筆記試験のうち動力車の構造及び機能に関するもの
甲種又は乙種の運転免許を受けている者であつて、新幹線電気車運転免許を受けようとするもののうち前欄に掲げるもの以外のもの	身体検査
（略）	（略）
第一種磁気誘導式電気車運転免許又は第一種磁気誘導式内燃車運転免許を受けている者であつて、新幹線電気車運転免許を受けようとするもの	身体検査
（略）	（略）
（略）	（略）